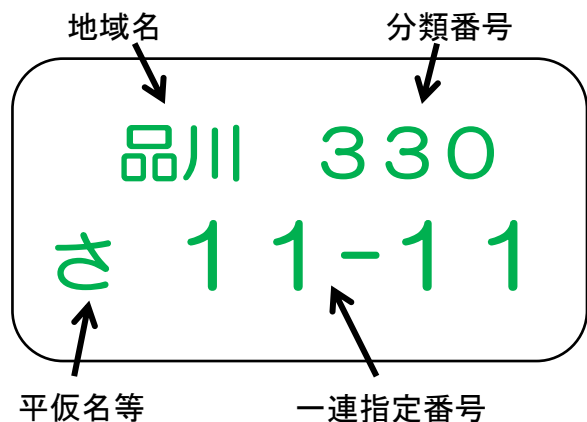


- 道路運送車両法第4条の規定により、自動車は、登録を受けたものでなければ、運行の用に供してはならないとされており、同法第19条の規定により、ナンバープレートを表示しなければ、運行の用に供してはならないとされている。
- また、軽自動車についても、同法第73条第1項の規定により、ナンバープレートを表示しなければ、運行の用に供してはならないとされている。

## <ナンバープレートの記載内容>



## <ナンバープレートの塗色の一例>



○**地域名**... 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、運輸監理部又は自動車検査登録事務所を表示する文字  
全138地域名のうちご当地名は51

○**分類番号**... 自動車の種別及び用途による分類を表示する最初の字がアラビア数字であって、その他の字がアラビア数字  
若しくはローマ字若しくはこれらの組み合わせである3字  
 <登録自動車の例> 最初の字 1...トラック 2...バス 3...乗用車 4,6...小型トラック 5,7...小型乗用車  
8...特種自動車 9...大型特殊自動車 0...大型特殊自動車(建設機械)

○**平仮名等**... 自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名  
 <登録自動車の例> 自家用: さすせそたちつととなにぬねのはひふほまみむめもやゆらりるろ 貸渡(レンタカー)用: れわ  
事業用: あいうえかきくけこを

○**一連指定番号**... 4けた以下の任意のアラビア数字